

減免対象となる漏水について

お客様の敷地内の給水装置は、お客様の財産であり、お客様の責任で管理していただくものですので、漏水があったときの水道料金は、漏水した分も含め、原則としてお客様負担となります。

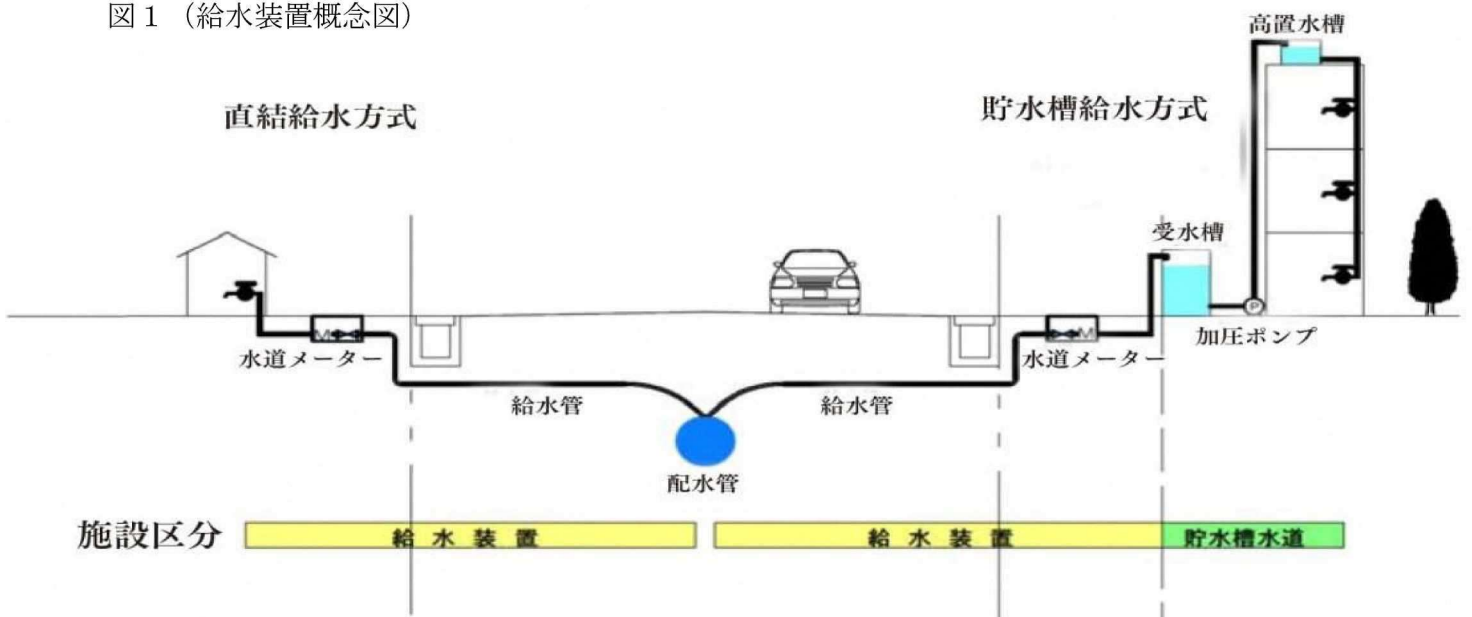
ただし、不可抗力による漏水で、下記の漏水減免の要件にすべて該当する場合は、漏水による水道料金、下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料の増額分の一部について、減免する制度があります(漏水増額分の全額が減免される制度ではありません。)

漏水に気づいた場合、至急瑞浪市指定給水装置工事事業者にて修理を行ってください。その上で、漏水減免に該当すると思われる場合は、減免申請書に、漏水修理業者が発行する「漏水修理証明書」等を添え、お早目に市役所上下水道課へ提出してください。審査の上、結果をお知らせします。

■漏水減免の要件

- ① 給水装置の管理を適正に行っていること。
- ② 漏水の原因が故意又は過失によるものでないこと。
- ③ 漏水発見後、速やかに瑞浪市指定給水装置工事事業者で修理すること。
- ④ 漏水時の検針水量が、過去4か月間の平均使用水量と比較して2倍以上であること。
- ⑤ 過去3年以内に、同一の給水装置(排水設備)で漏水減免を受けていないこと。
- ⑥ (水道料金のみ)漏水を発見することが困難な地中、建築物の床下又は壁内部の給水装置(直結する給水用具を除く。)からの漏水であること。
- ⑦ (下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料のみ)漏水した水道水が公共下水道・農業集落排水処理施設へ流入していないこと。
- ⑧ 過去の水道料金、下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料を全額納付していること。

図1 (給水装置概念図)



※ご注意ください。

1 給水装置とは図1に示す範囲に限られます。直結する給水用具とは蛇口や給湯器等です。貯水槽を使用されている場合の貯水槽以降での漏水、給水用具本体や給湯器等の配管からの漏水は水道料金の減免対象となりません。

2 上記の場合、漏水の下水への流入がなければ、下水道使用料については減免対象となる場合があります。

■漏水減免額の計算方法

○水道料金の減免が決定した場合は、次の式により算出した使用水量により算定した水道料金となります。

漏水水量=検針水量－平均使用水量
減免水量=漏水水量÷2
減免後使用水量=検針水量－減免水量

として、漏水水量の2分の1を減免します。

なお、平均使用水量は、漏水発生前4ヶ月の使用水量の平均とします。

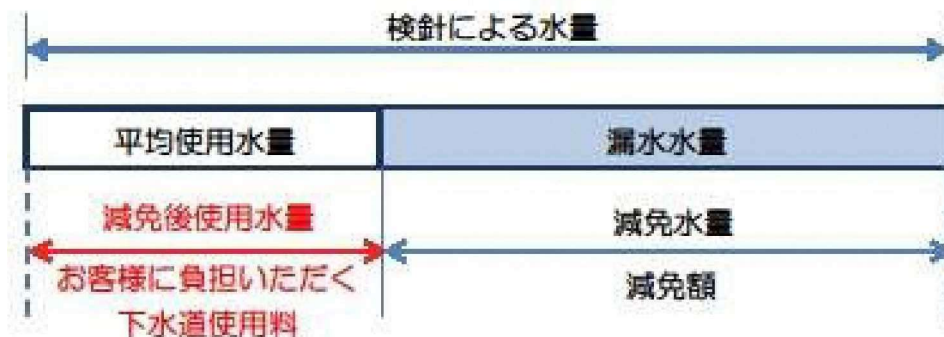


○下水道使用料の減免が決定した場合は、次の式により算出した使用水量により算定した下水道使用料となります。

漏水水量=検針水量－平均使用水量
減免水量=漏水水量
減免後使用水量=検針水量－減免水量

として、漏水水量分を減免します。

なお、平均使用水量は、漏水発生前4ヶ月の使用水量の平均とします。



※瑞浪市は隔月検針・毎月徴収を実施しており、1度の検針による水量を2ヶ月に分けて請求していますので、減免も2ヶ月の請求にわたって適用されます。

■提出書類

○水道料金の減免申請

提出書類	
	・水道料金等減免申請書
	・漏水修理をおこなった業者(瑞浪市指定給水装置工事事業者であること)が発行した漏水修理証明書
	・漏水箇所を示した配管図
	・漏水箇所の修理前の写真
	・漏水箇所の修理後の写真

○下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料の減免申請

提出書類	
	・下水道使用料等減免申請書 又は 農業集落排水処理施設使用料減免申請書
	・漏水修理をおこなった業者(瑞浪市指定給水装置工事事業者であること)が発行した漏水修理証明書
	・漏水箇所を示した配管図
	・漏水箇所の修理前の写真
	・漏水箇所の修理後の写真

水道料金の減免申請
と同時に申請する場
合は省略できます。